

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、さぬき市寒川土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	廣瀬 正美	さぬき市寒川町石田西1754番地	平成18年12月20日